

◎新潟県訓令第7号

本 庁
労働委員会事務局

新潟県労働委員会事務局処務規程（昭和36年2月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第2条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事務局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8－55号）第24条第1項に規定する事由による休業及び職務専念義務の免除（結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするものを除く。以下「休暇等」という。）並びに課長の5日以上の休暇等（同規則第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等</u>をすること（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第2条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事務局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするものを除く。以下「休暇等」という。）並びに課長の5日以上の休暇等（<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等</u>をすること（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>